

平成29年(2017年)11月27日

姫路市長

石見 利勝 様

姫路市個人情報保護審議会

会長 菅 尾 英 文

姫路市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年9月21日付の次の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

（諮問事項）

「姫路南保健所が所有している〇〇〇〇に関する資料」の開示請求に対する部分開示決定に係る審査請求についての諮問

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

姫路市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった部分開示決定のうち、別表1に示す不開示部分を開示すべきであるが、その余の部分については不開示が妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 審査請求に係る開示請求

審査請求人は、平成29年5月25日付けで、姫路市個人情報保護条例（平成17年条例第78号、以下「本条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対して「姫路南保健所が所有している〇〇〇〇に関する資料の全て」（以下「本件個人情報」という。）の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を、「精神台帳」、「指導票」、「退院等の請求の審査結果について」、「市長同意に関する医療保護入院退院通知書」、「退院前カンファレンス・支援方針計画書」と特定したうえで、平成29年6月8日付けで、以下の理由を付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（開示しない部分、その理由及び根拠条項）

(1) 評価相談等に関する情報

開示請求者の評価・相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

根拠条項：本条例第16条第1号

(2) 開示請求者以外の者の個人に関する情報

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる、又は開示請求者以外の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。

根拠条項：本条例第16条第3号

(3) 法人団体管理者の印影

当該法人又は当該個人の権利を害するおそれがあるため。

根拠条項：本条例第16条第4号

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年6月26日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分の取り消し及び本件処分により特定された公文書以外に記録された本件個人情報の開示を求めている。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び理由書等において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 両親が、審査請求人について姫路南保健センターに相談していることは、母から聞いている。
- (2) 審査請求人は、平成27年（2016年）7月に、約1ヶ月半の期間医療保護入院となった。
- (3) 両親が審査請求人について相談した内容も、審査請求人に関する情報であり、客観的な事実として開示されるべきである。
- (4) 実施機関が行った部分開示決定は不当であり、部分開示ではなく全部開示されるべきであるとする。
- (5) 平成2年（1990年）12月14日に、審査請求人は山陽電車姫路駅前で左脛腓骨変形癒合となる人身事故にあっているため、本件処分により部分開示された保有個人情報以外にも、審査請求人に関する個人情報がある筈であり、それらも開示されるべきである。
- (6) 審査請求人は、両親が嘘の相談を姫路南保健センターにしている可能性を疑っている。このため、両親の相談内容についても開示を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関が、弁明書、諮問説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 保健センターにおける相談業務について

保健センターでは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第47条第1項に基づき相談指導業務を行っており、「家庭訪問、電話、来所等による相談業務」として個人情報取扱事務届出書兼目録を提出している。

2 本条例第16条第1号の適用について

指導票及び退院前カンファレンス・後方支援計画書には、審査請求人を相談者とする評価、診断、相談に関する情報が記録されている。

これらのうち、審査請求人以外の者による相談内容や関係機関との連絡内容、保健師等による指導方針、内容、所見等を開示した場合、審査請求人が審査請求人以外の相談者や関係機関及び保健師等から、審査請求人の望む所見を引き出すための意図的な発言や振る舞いが可能となり、保健師等が審査請求人の心身の状況や経済活動等を正確に把握できなくなるおそれがある。

このため、保健師等が行っている精神障害者の自立と社会経済活動への参加に向けた相談や指導等の支援業務に著しい支障が生じると考えられることから、不開示とした。

3 本条例第16条第3号該当性について

精神台帳の記録項目のうち、民生委員の氏名、連絡先及び関係機関の担当者氏名が、開示請求者以外の個人を特定できる情報に該当するため、不開示とした。

4 本条例第16条第4号該当性について

市長同意に関する医療保護入院退院通知書には、法人団体管理者の印影が記録されている。これを開示することにより印影が偽造された場合、当該法人の事業活動の自由、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

5 今回部分開示決定の対象となった記録以外の記録について

姫路南保健センターでは、校区ごとに担当者を定め、各種相談に応じている。相談記録は、相談者に係る各種届出書類や相談者からの提供された資料とともに、相談者ごとにファイリングし校区ごとに区分したキャビネットに保管している。また、複数の項目で相談を受けている場合は、

被相談者ごとに名寄せして保管している。

審査請求人の相談記録も同様の方法で保管されており、これ以外に審査請求人に関する公文書は存在しないため、対象保有個人情報の特定は妥当である。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件諮問事項について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件個人情報について

本件処分に係る対象公文書とその内容は、次のとおりである。

(1) 精神台帳

精神台帳は、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談業務を行うため作成され、要相談者の基本情報が記録されている。記録項目は、氏名等の基本情報、医療情報、生活情報、関係機関情報及び地域情報等であり、審査請求人及び関係者等から得られた内容が記録されている。

(2) 指導票

保健センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神福祉相談員により、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者を指導するため、保健センターで面談等により行われるもの（以下「相談業務」という。）」を所掌事務として行っており、相談員には守秘義務が課されている。また、相談業務を行うにあたっては、福祉事務所その他の関係行政機関と密接な連携を図ることが定められている。

対象となる指導票は、姫路南保健センターが審査請求人に関する相談業務の内容を記録したものである。また、相談業務を通じて審査請求人、関係機関及び関係者等から提供された資料も指導票とともに保管されている。

記録内容は、相談ごとに「年月日」、「手段」、「相談者」及び「次回予定」が最初に記載され、その下に相談等の内容が記載されている。用紙の左側は「相談内容（電話・面接・訪問・場所等）」又は「状況、問題点」とされ、審査請求人、関係機関及び関係者から得られた客観的な内容が記録されている。右側は「指導内容、計画」とされ、姫路南保健センター職員による評価、審査請求人に対して職員が適切と考える処置・指導方法及び今後の指導方針等が記載され、担当者の印鑑が押捺されている。

また、本人、関係機関及び関係者から相談を通じて提供された資料も、指導票とともに保管されている。

(3) 市長同意に関する医療保護入院退院通知書

医療機関の管理者から姫路市保健所長あてに、医療保護入院者が退院したことを通知した文書である。医療保護入院者として審査請求人の「氏名」、「住所」及び「生年月日」が記載されている。また、医療保護入院の「同意日」、「退院事由」についても記載されている。なお、本文書は、指導票とともに保管されている。

(4) 退院前カンファレンス・支援方針計画書

医療保護入院者の退院前に、退院後の支援方針等について、本人、母、医療機関、保健センター職員で話し合った内容に基づき、実施機関が、退院後の支援方針を作成したものである。

記載内容は、「氏名」、「生年月日」、「出席者」等のほか、実施機関の判断材料となった内容、「退院後の生活等」、「今後の目標」、「支援方針・計画」及び実施機関の所見等である。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が本条例第 16 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に該当するとして不開示とした部分について、次のとおり判断する。

(1) 本条例第 16 条第 1 号該当性について

ア 本条例第 16 条第 1 号の趣旨について

本号は、個人の評価、診断等に関する情報を開示することによって、当該評価、診断等の過程やそれらの基準などが知られることにより、開示請求者の評価等に著しい支障を生ずる場合が考えられるため、このことを防止するため不開示情報として定めたものである。

イ 指導票

対象となる指導票は、審査請求人を要相談者として、姫路南保健センターにより作成された、相談業務に関する記録である。審査請求人、関係機関及び関係者から得られた客観的な情報と、それに対する姫路南保健センター職員による評価、審査請求人に対して職員が適切と考える処置・指導方法及び今後の指導方針等が記載されている。

これらは、個人の生活・健康等に関して受けた相談の内容とその相談に対する対処方法等の回答を記録したものであり、個人の評価等に関する情報といえる。

指導票のうち、本号を根拠として不開示とされた情報は、審査請求人以外の者及び関係機関等との相談、連絡・調整に関する記録（以下「第三者の相談等記録」という。）及び保健師等による指導方針（以下「指導記録」という。）に分けられる。なお、これらの相談記録には、相談業務の際に提供された書類も含まれる。

(ア) 第三者の相談等記録

審査請求人以外の者が審査請求人に関する相談や情報提供を行う場合、その内容は審査請求人を含む第三者に知られないことを前提に行うものである。特に、本件事案のような精神保健に関するものについては、心理的に抑圧されることなく自由に相談や情報提供のできる環境が不可欠であると考えられる。また、相談を処理するために審査請求人に関する第三者又は関係機関の専門的見地からの意見やそれに基づく協議、調整についても同様であると考えられる。

これが、審査請求人に開示されるとなると、相談者又は関係機関の審査請求人に対する評価の相違から、相談者又は関係機関と審査請求人が対立し、両者間に紛争を生じることが容易に推測される。また、精神保健に関する相談業務は長期間にわたり継続して行われるため、今後、保健センターの相談業務において事実を述べることを躊躇したり、相談しなくなる等、保健所の職員が審査請求人の状況等を把握することが困難になり、適切な指導に支障を生じのおそれがあると認められる。

また、これらの情報を開示することで、当該関係者のみならず、市民一般を対象とした精神保健に関する相談業務に著しい支障が生じることも考えられることから、第三者の相談等記録を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 指導記録

相談業務を通じ、本人、関係者及び関係機関等から得られた客観的な情報に対し、姫路南

保健センター職員による所見、対応状況、今後の方針等を記録したものであり、評価、判定、相談に関する情報であり、開示しないことを前提に作成されている。これらを開示するとなると、審査請求人との評価の相違から両者間に紛争を生じることが容易に推測される。また、これらの情報を開示することで、姫路南保健センターの職員が所見や今後の方針等を自由に記載することを躊躇したり、審査請求人が自己に有利な振る舞いを行うことが可能になるなど、姫路南保健センターにおける相談業務に支障を生じるおそれがあると認められるため、指導方針等を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 退院前カンファレンス・支援方針計画書

当該公文書は、全ての記載事項が、本号に該当する不開示情報に該当することを理由に不開示とされている。

本計画書は、審査請求人、審査請求人の母、医療機関及び姫路南保健センター職員による退院後の支援方針等について話し合いを行った内容に基づき、姫路南保健センターが作成した資料である。出席者が心理的な制約を受けることなく述べた内容から、姫路南保健センターの職員が重要であると着目した内容（以下「着眼点」という。）により検討を行い、退院の適否や退院後の支援方針を定める際の判断材料としている。

このため、着眼点を審査請求人に開示した場合、今後、同様のケースで審査請求人が自己に有利な発言等を意図的に行うことが可能になり、今後、姫路南保健センターが評価を行う際に支障を生じるおそれがあると認められる。

しかし、別表1における番号2の「開示すべき部分」欄に記載している内容については、単なる事実であったり、審査請求人と確認を行っている内容であり、これらを開示しても実施機関が評価を行う際に支障を生じるおそれがあるとは考えられない。

このため、実施機関がこれらの情報について、本号に該当するとして不開示とした決定は誤りであり、開示すべきである。

なお、上記以外の情報については、実施機関が評価を行う際の着眼点として認められることから、本号に該当し不開示が妥当である。

(2) 本条例第16条第3号該当性について

ア 本条例第16条第3号の趣旨について

本号は、開示請求のあった保有個人情報について、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては、不開示を原則とし、例外的に当該開示請求者以外の個人情報の開示義務を併せて定めたものである。

イ 精神台帳

本号に該当するため不開示とされた情報は、精神台帳の「民生委員」欄、「連絡先」欄、「関係機関情報」欄の「担当者」欄である。民生委員欄には民生委員の氏名が、連絡先欄には民生委員の連絡先電話番号が、担当者欄には医療機関の担当者名が記載されている。

民生委員は、民生委員法により設けられた特別職の地方公務員であり、本条例第16条第3号ウの規定により、職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示情報から除外されている。なお、公務員であっても、当該公務員の氏名を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名にかかる部分を開示対象から除くこととされているが、過去に民生委員であった者の氏名を開示することにより、

当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとは考えられない。

このため、民生委員の氏名について、特定の個人を識別することができる情報であることを理由に不開示とした実施機関の決定は誤りであり、開示するべきである。

なお、民生委員の連絡先及び医療機関の担当者名については、本号に該当し不開示が妥当であると判断する。

(3) 本条例第 16 条第 4 号該当性について

ア 本条例第 16 条第 4 号の趣旨について

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、公益性確保の観点から公にすることが認められている情報を除き、事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

イ 市長同意に関する医療保護入院退院通知書

当該公文書の医療機関管理者の印影が、本号に該当し不開示とされている。

当該公文書に記載された医療機関管理者の印影は、管理者氏名とともに実施機関への通知書の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、公にされた場合には印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、当該医療機関の正当な運営が害されるおそれがあるものと認められることから、本号に該当するものと認められる。

3 今回部分開示決定の対象となった記録以外の記録について

審査請求人は、幼少期に受けた交通事故に関して、両親が姫路南保健センターに相談しているため、これらの記録が存在するはずであると主張している。

実施機関は、姫路南保健センターにおける相談業務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 47 条第 1 項に基づく相談指導業務であり、児童の身体に関する相談や交通事故等に関する相談は取り扱うことがない。また、精神台帳及び指導票の保管状況についても、校区ごとにキャビネットを分けて保管しており、要相談者ごとにファイルが作成・保管されていることから、過去の相談記録についても被相談者が明確であれば、探索は容易であるが、特定された対象公文書以外に審査請求人に関する保有個人情報には存在しないと主張している。

対象公文書を見分したところ、精神台帳の把握日は平成 26 年 7 月 3 日であり、指導票の記録と整合していることから、姫路南保健センターが審査請求人に関する相談記録を作成したのは、平成 26 年 7 月 3 日以降であると認められる。

また、審査請求人が主張している幼少期の交通事故に関する相談記録についても、姫路南保健センターの所掌する精神保健に関する相談業務には該当しないことから、実施機関における対象公文書の特定は適正に行われたと認められる。

4 結論

以上のことから「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件公文書を開示すべきか否かの結論に、直接影響を及ぼすものではない。

(別表)

番号	対象公文書名称	開示すべき部分
1	精神台帳	「民生委員」欄
2	退院前カンファレンス・支援方針計画書	(1) カンファレンス日 (2) 医療機関名 (3) 「氏名」、「生年月日」、「出席者」 (4) 「入院期間」 (5) 「退院後の生活等」欄のうち ア 退院後の受療 イ 住居（退院後の家屋、家族構成等） ウ 家事 エ 必要なサービス (6) 「今後の目標」欄 (7) 「支援方針・計画」欄

(参考) 審議の経過

年月日	審議会	経過
平成 29 年 9 月 21 日	———	実施機関からの諮問書提出
平成 29 年 10 月 3 日	———	審査請求人から意見書の提出
平成 29 年 10 月 4 日	平成 29 年度第 1 回	・実施機関からの諮問説明及び口頭意見陳述 ・審議
平成 29 年 10 月 13 日	平成 29 年度第 2 回	・審査請求人からの口頭意見陳述 ・審議
平成 29 年 11 月 8 日	平成 29 年度第 3 回	・審議
平成 29 年 11 月〇日	———	・答申